

品川区商店街核店舗支援事業助成金交付要綱

制定	平成 15 年 6 月 24 日	区長決定	要綱第 63 号
改正	平成 16 年 5 月 31 日	部長決定	要綱第 96 号
改正	平成 20 年 7 月 11 日	部長決定	要綱第 130 号
改正	平成 21 年 9 月 15 日	区長決定	要綱第 403 号
改正	平成 27 年 3 月 16 日	部長決定	要綱第 254 号

(目的)

第1条 この要綱は、商店街の集客力の向上を図るため、商店街の核となる個店づくりに取り組む中小小売商業者等の活動を支援することにより、区内商店街の活性化に資することを目的とする。

(助成対象)

第2条 区長は、商店街の集客力の向上を目的として、中小小売商業者等のグループ（以下「助成対象者」という。）が区内の商店街区内において実施する次の各号の事業に対し品川区核店舗支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付し、その事業に係る経費の一部を助成する。

- (1) 商店街の集客力の向上を目的として、店舗改装、販促活動など個店改善に取り組む店舗または店舗グループを商店街の核として奨励する事業
- (2) 新商品の開発、サービス・レベルの向上、品揃えの強化など顧客ニーズの変化に対応する事業
- (3) 商店街の枠を超えた商業ネットワークの構築、製造販売の一体化など新たな商業環境の創出を図る事業
- (4) その他区長が区内商店街の活性化に資すると認める事業

(助成金の対象経費)

第3条 助成金の対象経費は、前条の事業の実施に要する経費のうち、区長が必要かつ適当と認めるものとする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、予算の範囲内において、助成対象経費に助成率3分の2を乗じた額（1千円未満の端数は切り捨て）とする。ただし、その助成金の額は、150万円を限度とする。

(助成期間)

第5条 区長は、助成事業の内容、態様等から特に必要があると認めるときは、同一の助成事業に対し通算3年を限度に助成金を交付することができる。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、助成金交付申請書（第1号様式）により区長に申請しなければならない。

(助成金の交付決定)

第7条 区長は、前条の申請があつた場合において、助成金を交付することを適当と認めるときは、助成金交付決定通知書（第2号様式）により当該助成対象者（以下「助成事業者」という。）に通知するものとする。

2 区長は、前項の決定に際して、必要な条件を付することができる。

(助成事業の内容変更等)

第8条 助成事業者は、事業の内容を著しく変更し、または助成事業を中止しようとするときは、あらかじめ変更等承認申請書（第3号様式）により区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の申請を受けた場合において、承認することを適当と認めるときは、変更等承認決定通知書（第4号様式）により助成事業者に通知するものとする。

(状況報告)

第9条 助成事業者は、区長が助成事業の遂行状況の報告を求めたときは、遂行状況報告書（第5号様式）を区長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 助成事業者は、助成事業が完了したときまたは助成金の交付決定日の属する会計年度が終了したときは、必要な書類等を添えて、速やかに実績報告書（第6号様式）を区長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第11条 区長は、前条の報告があった場合において、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（第7号様式）により助成事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により交付すべき助成金の確定額は、助成事業の実施に要した助成対象経費の額に助成率を乗じた額（1千円未満の端数は切り捨て）または交付決定した助成金の額のうち、いずれか少ない額とする。

（助成金の請求）

第12条 助成事業者は、前条の通知を受けたときは、速やかに請求書（第8号様式）を区長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第13条 区長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

（助成金の返還）

第14条 区長は、助成金の交付を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成事業者に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

（違約加算金および延滞金）

第15条 区長は、第12条の規定により、この助成金の交付決定の全部または一部を取り消した場合において、助成金の返還を命じたときは、助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、助成金の額（一部を返還した場合のその後の期間は既返還額を控除した額とする。）につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満は切り捨てるものとする。）を納付させるものとする。

2 助成金の返還を命じた場合において、納期日までに助成金を納付しなかったときは納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合は切り捨てるものとする。）を納付させるものとする。

3 前2項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第16条 助成金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の適用については、返還を命じた額に相当する助成金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第17条 第14条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係わる延滞金の基礎となる未納付額は、その納付額を控除した額によるものとする。

（助成金の経理等）

第18条 助成事業者は、助成事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(事業完了後の報告)

第19条 助成事業者は、区長が助成事業完了後の経営状況の報告を求めたときは、助成事業の完了した年度から5年間において、各会計年度の終了後から起算して30日以内に、助成事業に係る当該年度の経営状況について、経営状況報告書(第9号様式)を区長に提出しなければならない。

(検査)

第20条 助成事業者は、区長が助成事業の運営および経理等の状況について検査を求めたときは、これに応じなければならない。

(適用)

第21条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付については、品川区補助金等交付規則(昭和39年4月1日規則4号)の規定を適用する。

(委任)

第22条 この要綱の施行について必要な事項は、別に地域振興部長が定める。

付 則

1 この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

2 品川区新商品・新サービス開発グループ支援助成金交付要綱(平成8年4月4日区長決定)は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

品 川 区 長 あて

商店街名 _____

代表者
役職名・氏名 _____

住 所 _____

助成金交付申請書

下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

1 助成金の種別 商店街核店舗支援事業助成金

2 事業名

3 事業内容 別紙「事業計画書」のとおり

4 担当者 (1) 氏名

(2) 連絡先

電話番号 :

FAX番号 :

メールアドレス :

事業計画書

1 事業者

（ふりがな） 店舗の名称			
業 種			
（ふりがな） 氏名（代表者）			
所 在 地		〒 [店舗が所在する商店街名：]	
TEL		FAX	
（ふりがな） 店舗の名称			
業 種			
（ふりがな） 氏 名			
所 在 地		〒 [店舗が所在する商店街名：]	
TEL		FAX	
（ふりがな） 店舗の名称			
業 種			
（ふりがな） 氏 名			
所 在 地		〒 [店舗が所在する商店街名：]	
TEL		FAX	
（ふりがな） 店舗の名称			
業 種			
（ふりがな） 氏 名			
所 在 地		〒 [店舗が所在する商店街名：]	
TEL		FAX	

*グループの代表者を、最上段に記載すること。また、記載欄が足りない場合は複写のうえ記載すること。

2 事業計画

事業名	
事業の目的	
事業の目標	
事業の具体的な内容	
期待される効果	
実施スケジュール	
実施体制（法に基づく許認可の状況、商店街等との調整・連携状況）	

3 予算書

商店街名	
------	--

(単位：円)

経費名称	数量	単価	金額			備考
				対象経費	対象外経費	
合 計						
			総事業費計 A	対象経費計 B		

助成対象経費 B	助成金交付申請額 C (=B×助成率 2/3)	商店街負担額 D (=A-C)

「助成金交付申請額 C」

※算出した額に 1,000 円未満の端数が生じた場合、端数は切捨てとなります

※算出した額が限度額を超過した場合、限度額が助成金交付申請額となります

区 分	積立金	負担金	借入金	その他
商店街負担額 D の内訳				

第2号様式（第7条関係）

文書番号
年月日

商店街名

代表者

役職名・氏名

様

品川区長

助成金交付決定通知書

年月日付で申請があった助成金の交付について、下記とおり決定したので通知します。

記

1 助成金の種別 商店街核店舗支援事業助成金

2 事業名

3 交付決定額 円

品川区長 へ

商店街名 _____

代表者
役職名・氏名 _____

住 所 _____

変更等承認申請書

年 月 日付 文書番号 で助成金の交付決定の通知があった助成事業の内容（*中止）
したいので、下記のとおり申請します。

記

1 助成金の種別 商店街核店舗支援事業助成金

2 事業名

3 変更（*中止）の理由

4 変更の内容

(1) 助成事業の内容

事業名	現 行	変 更 後

(2) 交付決定額

(単位：円)

事業名	助成事業に 要する経費		助成対象 経 費		助 成 金 交 付 決 定 額	
	現 行	変更後	現 行	変更後	現 行	変更後

※現行には交付決定時の額を記入のこと

第4号様式（第8条関係）

文書番号
年月日

商店街名

代表者

役職名・氏名

様

品川区長

変更等承認決定通知書

年月日付 文書番号 で申請があった助成事業の内容（*中止）について、下記のとおり承認します。

記

- 1 助成金の種別 商店街核店舗支援事業助成金
- 2 事業名
- 3 承認内容
- 4 付帯条件

第5様式（第9条関係）

年 月 日

品 川 区 長 あて

商店街名 _____

代表者
役職名・氏名 _____

住 所 _____

遂行状況報告書

年 月 日付 文書番号 で助成金の交付決定通知のあった助成事業の遂行状況について、下記のとおり報告します。

記

1. 交付状況

事業者の名称	助成金交付決定	
	交付決定年月日	交付決定額

2. 事業の遂行状況

--

品 川 区 長 あて

商店街名 _____

代表者
役職名・氏名 _____

住 所 _____

実績報告書

年 月 日付 文書番号 で助成金の交付決定通知があった助成事業が完了したので、
下記のとおり実績を報告します。

記

1 助成金の種別 商店街核店舗支援事業助成金

2 事業名

3 実施事業の報告 別紙「実績報告書」のとおり

4 担当者 (1) 氏 名

(2) 連絡先

電話番号 :

FAX番号 :

メールアドレス :

1 事業実施内容

<p>(1)事業者名 〔氏 名〕 〔住 所〕 ※グループの場合は代表者のみ記載</p>
<p>(2)事業名</p>
<p>(3)事業の実施期間 年 月 日から 年 月 日まで</p>
<p>(4)事業の具体的な内容</p>
<p>(5)事業実施後の効果</p>
<p>(6)事業の成果物の概要</p>

2 決算書

商店街名	
------	--

(単位：円)

経費名称	数量	単価	金額	金額		備考
				対象経費	対象外経費	
合 計						
			総事業費計 A	対象経費計 B		

助成対象経費 B	助成金確定額 C (=B×助成率 2/3)	商店街負担額 D (=A-C)

「助成金確定額 C」

※算出した額に 1,000 円未満の端数が生じた場合、端数は切捨てとなります

※算出した額が交付決定額を超過した場合、交付決定額が助成金確定額となります

区 分	積立金	負担金	借入金	その他
商店街負担額 D の内訳				

商店街名
代表者

役職名・氏名

様

品川区長

助成金額確定通知書

年 月 日付 文書番号 で交付決定した助成金について、提出された実績報告書を審査した結果、助成事業の成果が当該助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められ、下記とおり助成金の額を確定したので通知します。

記

- 1 助成金の種別 商店街核店舗支援事業助成金
- 2 事業名
- 3 助成金確定額
 - (1) 交付決定額 円
 - (2) 確定額 円

年 月 日

品 川 区 長 あて

商店街名 _____

代表者
役職名・氏名 _____ 印

住 所 _____

請 求 書

年 月 日付 文書番号 で確定額の通知があった助成金について、下記のとおり請求します。

記

1 助成金の種別 商店街核店舗支援事業助成金

2 事業名

3 請求額 円

品 川 区 長 あて

商店街名 _____

代表者
役職名・氏名 _____

住 所 _____

経営状況報告書（ 年度分）

年度品川区商店街核店舗支援事業により実施した事業について、年度の経営状況を下記のとおり報告します。

記

1 助成事業の概要

(1) 交付確定年月日 年 月 日 文書番号

(2) 助成金交付金額 円

(3) 事業名

(4) 事業内容

2 来店者の状況

1ヶ月平均の来店者数		増 減	前年対比 (%)
今年度	前年度		
人	人		

3 ○年度の経営状況

年間売上額		増 減	前年対比 (%)
今年度	前年度		
円	円	円	

4 助成事業終了後の取組みについて